

訪問介護ステーションこんぱす料金表

1 : 基本料金

項目	サービス提供時間	単位数	1回の自己負担料金 (1割)
生活援助	20分以上45分未満	182単位	190円
	45分以上	224単位	234円
身体介護	20分未満	166単位	172円
	20分以上30分未満	249単位	260円
	30分以上1時間未満	395単位	412円
	1時間以上	577単位	600円
身体介護と生活援助が混在する場合 (身体介護の基本料に右の料金を加算)	生活援助20分以上	66単位	69円
	生活援助45分以上	132単位	138円
	生活援助70分以上	198単位	207円

2 : 加算 サービスの実施による加算

加算の種類	要件	基本利用料	利用者負担額 (1割)
夜間・早朝 加算	夜間 (18時~22時)、早朝 (6時~8時) の場合	前項単位数25%増し	
深夜加算	深夜 (22時~翌朝6時) の場合	前項単位数の50%増し	
緊急時 訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	+100単位1回につき 1,042円	105円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか 他の訪問介護員に同行した場合	+200単位1月につき 2,084円	209円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合 (初回の訪問介護から3か月間を限度)	+100単位1月につき 1,042円	105円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合 (初回の訪問介護から3か月間を限度)	+200単位1月につき 2,084円	209円

3 : 加算 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
特定事業所加算 I	厚生労働大臣の定める基準（体制要件、人材要件）に適合しているものとして知事に届け出た訪問介護事業所が利用者様に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、加算する。		基本利用料の20%増し
介護職員処遇改善加算 I 特定処遇改善加算 I	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件の両方に適合し、職場環境等要件を満たす場合		処遇改善加算は全ての利用者負担額×13.7% 特定処遇改善加算は全ての利用者負担額に×6.3% ※1単位未満の端数は四捨五入 ※利用料は上記の単位数×1単位の単価（10割）